

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

石川県では、令和 7 年 1 1 月に石川県関係人口ポータルサイト「いしかわのW a !」をリリースし、地域活性化に取り組みたいと考えている方(サポーター)と地域団体等(オーナー)を繋ぐ仕組みを構築した。また、令和 8 年度内には、国の「ふるさと住民登録制度」システムアプリの本格的な運用開始も計画されており、全国各県においても、現在、関係人口による地域活性化が一層注目されているところである。

本業務は、この機運を生かし、首都圏にて関係人口をテーマとしたフォーラムを開催することにより、「いしかわのW a !」の登録及び利用促進、さらには本県の更なる関係人口の創出・拡大を図るものである。

2 委託事業の概要

- (1) 業 務 名：いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務
- (2) 業務内容：「いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務」委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託費用：2,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール(予定)

No.	実施内容	日 程
1	公募開始	令和 8 年 7 月 2 3 日(木)
2	質問票提出期限	令和 8 年 7 月 3 0 日(木)
3	参加申込書等提出期限	令和 8 年 7 月 3 0 日(木)
4	企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 1 0 日(月)
5	審査会	令和 8 年 8 月 1 8 日(火) ～ 2 0 日(木)
6	選定結果の公表・通知、契約締結	令和 8 年 8 月 2 1 日(金)以降

4 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者としてします。

- (1) 委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 本県における関係人口施策への理解があり、これまでの業務を通じて、首都圏でのイベント開催ノウハウ等を有すること。
- (3) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

5 募集方法

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

6 プロポーザル参加に係る各種手続き及び書類の提出先

(1) 手続きが必要な事項

①当実施要領及び仕様書に関する質問票の提出

提出方法は、電子メールのみとする。

②プロポーザルへの参加申込書の提出

提出方法は、電子メール、持参、郵送のいずれかとする。

③プロポーザルへの企画提案書の提出

提出方法は、持参又は郵送とする。なお、提出書類一式は、別途、6 (2)に記載の電子メールアドレス宛に、データ版もあわせて提出すること。

(2) 提出先（事務局）

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内）

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地（行政庁舎 8 階）

電子メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp

電話番号：076-225-1312

なお、手続き書類を持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問票提出期限

令和 8 年 7 月 3 0 日(木)午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問票(様式 1)をいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会あてに電子メールで送付すること。

提出時の件名は「【会社名】いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務に係る質問」とし、送付後、必ず電話にて着信確認を行うこと。提出先は 6 (2)のとおり。

(3) 質問事項の回答

質問のあった電子メールに返信する。なお、実施要領および仕様書等の補足事項として、周知の

必要があると認められた場合は、実行委員会ホームページにて周知する。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書(様式2)及び誓約書(様式3)を、メール、持参、郵送のいずれかにて、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月30日(木)午後5時

(2) 提出書類及び部数

提出書類	形式	部数	様式
参加申込書	A4	1部	様式2
誓約書	A4	1部	様式3

9 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加にあたっては、上記の参加申込手続後、持参または郵送にて、次のとおり提出すること。なお、提出時には、6(1)③にも記載のとおり、提出書類一式のデータ版も、別途メールであわせて提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月10日(月)午後5時

(2) 提出書類及び部数

提出書類	形式	部数	様式
企画提案書 ・ 企画提案の内容 ・ 業務実施スケジュール ・ 経費の概算見積書（内訳含む）	A4	5部	様式任意
参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4	5部	様式任意
納税証明書（4（6）参照、県税納税義務者のみ）	A4	1部	指定様式

(3) 企画提案書及び参考資料の補足

企画提案書及び参考資料は正本1部（企業名記載・押印）に加えて、企業名を除いた副本を4部提出すること。副本の①から③には企画提案者の企業名は記載しないこと。

①企画提案書＜5部＞

ア A4判横向き、上綴じ、片面印刷、表紙・目次を除いて50頁以内とする。

イ 表紙に「いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務企画提案書」と記載する。

ウ 仕様書に沿って作成すること。

エ パンフレット等参考資料がある場合は、それらも5部提出すること。

②本業務全体の実施スケジュール等＜5部＞

「業務実施体制」には委託業務を実施するにあたり、総括責任者、担当者の氏名、資格、主な業務経験等を記載すること。

③見積書 <5 部>

本件に要する一切の経費を含んだ総額を見積もることとし、業務区分ごとの数量、単価、金額等を明らかにした積算根拠がわかる内訳書を添付すること。

(4) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は 1 案とする。
- ② 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ④ 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ⑥ 企画提案書の記載内容に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 審査の実施

- (1) 審査は、原則書面審査とする。ただし、応募多数の場合で、プレゼンテーションの内容を踏まえ採点することが望ましい場合は、別途オンライン審査会を開催する。

いずれの場合も、審査期間は、令和 8 年 8 月 18 日(火) ～ 20 日(木)とする。

＜オンライン審査会を開催する場合の留意事項＞

- ・審査は、原則、参加申込書が提出された順番で実施する。
- ・1 社あたりの時間は 25 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分）とする。
- ・審査会の出席者は、1 社あたり 3 名までとする。

- (2) 審査は、提出のあった企画提案書の内容について、別紙「いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務委託評価基準」に基づき行うものとし、評価の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の相手方として選定する。なお、同点の場合は、選定委員にて協議の上、決定する。
- (3) 参加者が 1 者の場合、参加者の評点の合計が満点の 6 割に達したときに、契約の相手方として選定する。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
 - ③ 実施要領又は業務委託仕様書に適合しない書類を作成すること。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 選定結果の通知

選定結果は、参加者により文書により通知する。なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

12 契約の締結

- (1) 実行委員会は、審査委員が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が4(1)～(6)に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合等においては、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 審査の結果、優先交渉権者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結させることができる。
- (3) 契約成立後、業務を進める中で、契約書の内容の一部を変更する必要がある場合は、契約者との合意の上、変更することができる。

13 契約の解除

契約後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合
- (5) 本実施要領4に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合

14 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

15 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、本県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、委託者の支持に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

16 問い合わせ先

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内）

所在地：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地（行政庁舎 8 階）

電 話：076-225-1312

F A X：076-225-1328

メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営

業務委託評価基準

1 業務受託候補者決定方法

審査委員会において、本評価基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」とする。）を業務受託候補者とする。

（１）企画提案書の採点

各審査委員が、参加者から提出された企画提案書について、採点表の評価項目ごとに定められた評価の視点に基づき、絶対評価で採点する。採点は項目別に点数を割り振り、100 点満点とする。

（２）選定方法

ア 採点の結果、審査委員全員の評価の合計が最も高い提案者を選定する。

イ 上記アの採点の最も高い者が複数であった場合は、選定委員にて協議の上、決定する。

ウ 提案者が 1 者の場合、提案者の合計点が満点（100 点×評価する審査委員数）の 6 割に達したときは、最優秀提案者とする。

(別紙)

いしかわ関係人口フォーラム(仮称)企画運営業務委託評価基準

審査項目及び評価の視点		配点
1 事業者の運営体制及び実績に関する項目		30
・ 本業務を適切かつ確実に実施できる組織体制となっているか。 かつ、業務遂行に向けたスケジュールが計画的かつ実現可能なものに設計されているか。		(20)
・ 業務遂行に必要な専門知識を有し、類似業務において他自治体等で十分な実績を有しているか。		(10)
2 企画提案の内容に関する項目		50
・ 本業務の目的・方針を正しく理解し、石川県の関係人口の創出・拡大のために必要な分析等に基づき、合理的かつ整合性のある提案がなされているか。		(20)
・ 効果的なコンテンツの活用・工夫等による、高い集客効果に加え、首都圏でのP Rを通じたさらなる情報波及効果が期待できる、有益な提案がなされているか。		(20)
・ 過去実績やノウハウ等を活かした、提案者ならではの、独自の提案内容が含まれているか。		(10)
3 価格等に関する項目		20
・ 提案内容に見合った適切な見積となっているか。また、費用対効果が優れているか。		(20)